

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2025年1月23日
【会社名】	株式会社銀座山形屋
【英訳名】	GINZA YAMAGATAYA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小口 弘明
【本店の所在の場所】	東京都中央区湊二丁目4番1号
【電話番号】	03(6866)0276(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 瀬戸山英児
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区湊二丁目4番1号
【電話番号】	03(6866)0276(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 瀬戸山英児
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2025年1月23日の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年1月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

株式の割合

当社株式について、85,000株を1株に併合いたします。

株式の併合がその効力を生ずる日

2025年2月28日

効力発生日における発行可能株式総数

32株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式の権利制限）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

また、本株式併合の結果、当社の発行可能株式総数は32株となるため、当該事項に関する現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものです。

さらに、本株式併合の効力が発生し、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は株式会社カネヨシ、当社代表取締役会長である山形政弘氏及び株式会社Olympicグループのみになる予定であり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨の規定、及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第7条（自己の株式の取得）及び第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

なお、当該定款変更は、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年2月28日に効力が発生するものとします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	賛成割合(%)	決議の結果
第1号議案 株式併合の件	13,121	145	61	(注)	98.90	可決
第2号議案 定款一部変更の件	13,199	128	0	(注)	99.03	可決

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分2以上の賛成によります。

各議案の賛成割合は、小数点以下第三位を切り捨てて表示しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの議決権行使と、当日出席の一部の株主から各議案の賛否について確認できた議決権の集計により、全ての議案は可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したことから、本臨時株主総会当日に出席した株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主に係る議決権の数は加算しておりません。

以上